

令和2年度 手話に関する施策の実施状況

1 はじめに

「神戸市みんなの手話言語条例（平成27年4月1日施行）」第9条にもとづき、令和2年度の本市における手話に関する施策の実施状況について報告する。

2 手話への理解の促進及び手話の普及のための施策

●手話動画の制作と市ホームページへの配信

手話への理解の促進、手話の普及を図るために兵庫県聴覚障害者情報センターと協力して手話動画を制作し、平成27年11月より市ホームページにて配信している。（2ヶ月程度を目途に新規配信）

〈令和2年度 配信スタート〉

「観光編」

- 第5話 須磨区
- 第6話 垂水区
- 第7話 長田区
- 第8話 北区
- 第9話 西区

「地域生活編」

- 第1話 買い物（コンビニ）



●手話啓発講座の開催

市民グループが自主的に開催する講座に講師を派遣する出前講座方式により、子どもを含む市民を対象とした聴覚障害の理解のための啓発講座を実施した。

25 か所 751 名受講

●手話講習会の開催

聴覚障害への理解を深め、手話によるあいさつや簡単な会話を学ぶ手話講習会を実施した。

- ・短期手話講習会（1回 各4日間） 32名受講（こうべ市民福祉振興協会）
- ・福祉のオリエンテーリングミニ手話教室（4回）17名受講（こうべ市民福祉振興協会）
- ・手話フォローアップ講座（2回 各2日間） 14名受講（こうべ市民福祉振興協会）
- ・夏休み親子手話教室 73名受講（児童34・保護者兄弟39）（須磨区社協）

●市職員への研修の実施

階層別研修（新規採用職員研修、主任研修、係長昇任時研修、課長昇任時研修）において、「聴覚障害者とのコミュニケーション」をテーマに、聞こえないことを理解し配慮の方法等を学ぶ、市職員を対象とした研修を実施した。（573名受講）

また、消防局では「神戸市消防リモート出初式」の動画配信に際し、手話通訳を導入した。市長メッセージや防災に携わる方々と消防隊員による「瑠璃色の地球 chorus」の歌声を手話通訳した。

●ボランティア団体への助成

手話に関するボランティア活動を行う神戸市手話サークル連絡会への助成を行っている。

3 手話による情報提供およびコミュニケーションの支援

●手話通訳者等個人派遣

公的機関・医療機関等での社会生活上必要不可欠な用務への支援や、社会参加のための資格取得や技能を向上させるための講習受講の支援として、公費による手話通訳者等の個人派遣を実施している。令和元年度より対象者の年齢要件を撤廃するとともに、派遣申請受付時間について、平日9時から17時30分までであったところを、令和元年5月16日より平日9時から21時までに拡大し、さらに令和2年8月に休日受付を追加、受付時間を9時から16時50分までとし、制度の拡充を行った。

(令和2年度 手話通訳者利用者 延べ1,588名 要約筆記者利用者 延べ84名)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
手話通訳派遣件数	4,014	4,149	4,037	3,693
手話通訳登録数	124	126	128	133
要約筆記者派遣件数	327	231	230	136
要約筆記者登録数	40	44	48	50

また、手話通訳者等の報酬単価を増額し、支援者の安定的な確保に取り組んでいる。

平成30年度まで	令和元年度から
5,000円/3時間	3,000円/1時間

●手話通訳者区役所窓口への配置（計12名）

各区役所・支所等に手話通訳者を配置し、手話を必要とする来庁者の手話通訳を行っている。

●手話通訳者の本庁舎への配置（2名）

本庁に来庁する聴覚障害者のための手話通訳や、定例市長会見や聴覚障害を有する職員の本庁における会議や打ち合わせ・面談等へ手話通訳者を派遣している。236件

●市会本会議等中継における手話通訳の導入

市会本会議傍聴者への手話通訳や、インターネット配信を行っている市会本会議等の中継（生・録画）において手話通訳を導入している。また、傍聴席の一面にヒアリンググループを設置している。

●市長定例会見・市長メッセージの動画配信における手話通訳の導入

平成31年1月より市長定例会見の動画配信に手話通訳を導入した。手話通訳画面が追加された会見動画は当日中に神戸市ホームページにて公開(YouTube)している。

また、市長からのメッセージの動画配信に手話通訳を導入した。

4 手話通訳者等の確保及び養成のための施策

●手話入門講座、手話基礎講座の開催

手話の技術の習得や手話通訳者になるための入門・基礎講座を実施している。

- ・手話入門講座 34名修了（今年度は東灘・灘・須磨のみ開催）
- ・手話ボランティア養成講座・基礎編 8名修了（市社協・市民福祉大学）
- ・基礎課程 16名修了（こうべ市民福祉振興協会）

●手話通訳者養成講座の開催

上記の手話入門講座・基礎講座を修了した方等を対象とした手話通訳者養成講座を実施している。手話通訳者養成の促進と確保を図るため、手話通訳者養成講座Ⅰ～Ⅲの受講料を令和2年度より無料化した。

- ・手話通訳者養成講座Ⅰ（昼クラス 全30回） 6名受講 5名修了
- ・手話通訳者養成講座Ⅱ（昼クラス 全26回） 7名受講 7名修了
- ・手話通訳者養成講座Ⅲ（昼クラス 全11回） 14名受講 14名修了

●要約筆記者養成講座の開催

音声による話の内容をその場で要約しながら、ノートへの手書き文字、またはパソコンへの投影により文字にして伝える筆記通訳を行う要約筆記者養成のための講座を実施している。

- ・要約筆記者養成講座（手書き・PCコース共全31回） 7名受講 3名修了

5 学校における理解の促進

●普及・啓発リーフレットの作成

リーフレット「神戸市みんなの手話言語条例 知ってますか?!」を作成し、各校への周知を図っている。

各校では、福祉学習において、このリーフレットを活用し、条例の概要や趣旨、身近な会話の中で使うことのできる手話についての授業を実施した。



●手話に関する教職員研修

教職員を対象とした「手話研修」を全5回（1回あたり約1時間）実施した。

研修では、「特定非営利活動法人神戸ろうあ協会」から講師を招き、できるだけ多くの教職員に参加を呼びかけ、広く手話を活用できる教職員の育成を目指している。

●福祉教育重点推進校での取り組み

福祉についての正しい理解を深め、高齢者や障害者に対する思いやりの心、社会奉仕の精神などの育成をねらいとした教育を行う学校を「福祉教育重点推進校」として指定している。（令和2年度 小学校5校・中学校1校）

「福祉教育重点推進校」やそれ以外の学校においても、「総合的な学習の時間」などを活用しながら、手話への理解を深める授業や手話に親しむ行事などを実施している。



手話出前授業 手話や読唇（甲緑小学校）



聴覚障害者の方と手話で名前紹介（大沢小学校）

6 神戸市みんなの手話言語懇談会の設置

●懇談会の趣旨

条例第6条第3項に基づき、市の手話にかかる施策の推進方針の策定のため、ろう者、手話通訳者その他関係者の意見を聴く場として設置している。

●懇談会委員

神戸市障害者施策推進協議会

関西学院大学教授

松岡 克尚

神戸市身体障害者団体連合会理事長

池内 正

ろう者代表

（公社）兵庫県聴覚障害者協会事務局次長

嘉田 眞典

（特非）神戸ろうあ協会会長

小川 知子

（特非）神戸ろうあ協会理事

井上 健司

（特非）神戸ろうあ協会事務局長

荒井 美穂子

支援者代表

神戸市手話サークル連絡会

安田 幸子

（一社）日本通訳士協会兵庫県支部

幸泉 正子

関係者代表

兵庫県立神戸聴覚特別支援学校校長

柏 早苗

神戸市社会福祉協議会事務局長

伊藤 正

（敬称略、順不同、開催予定当時）

●懇談会開催状況

令和3年3月の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催延期となった。各団体の取り組みなど書面にて情報共有を行った。

7 神戸市みんなの手話言語条例

手話は、ろう者がコミュニケーションを図り、社会活動に参加し、人間関係を育み、成長していくために使われてきました。手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語として、ろう者にとって豊かな社会生活を営むために大切に受け継がれてきたものです。

しかし、手話は言語として認知されず、かつて多くのろう学校で手話が禁止されていました。そのため、様々な場面でろう者は多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

手話の使用が制限される状況において、なお、手話が発展してきたのは、手話がろう者の「アイデンティティー」であり、「いのち」であったからです。

こうした中、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において、手話は言語として位置付けられました。今後は、手話を必要とする全ての人が、いつでもどこでも容易に情報を得ることができ、コミュニケーションを十分に図ることができる社会を構築していかなければなりません。

神戸市は、昭和52年に全国に先駆けて、神戸市民の福祉をまもる条例を制定し、市民及び事業者と共に誇り高い福祉都市の実現に向け取り組んできました。

世界で手話が言語であると位置付けられた今、神戸市は、市民みんなの手話への理解の促進に努め、手話を日常的に使用できる環境を整えることにより、ろう者もろう者以外の者も互いに心と心が触れ合い、通じ合うまちを目指して、この条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策に係る基本的事項を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってろう者及びろう者以外の者が共生する地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者が手話によりコミュニケーションを図る権利を有することを前提として、ろう者及びろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ろう者が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう必要な配慮を行い、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第6条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を定めるものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及のための施策
- (2) 手話により情報を取得する機会の拡大のための施策
- (3) コミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備のための施策
- (4) 手話通訳者の確保及び養成のための施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 施策の推進方針は、障害者のための施策に関する市の基本的な計画と調和が保たれたものでなければならない。

3 市長は、施策の推進方針について、ろう者、手話通訳者その他関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けなければならない。

(学校における理解の促進)

第7条 市は、学校教育の場において、基本理念にのっとり、手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、手話への理解の促進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(議会への報告)

第9条 市長は、毎年度、本市の手話に関する施策の実施状況を議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。